

川崎市ケアマネジメントリーダー活動等支援事業実施要綱

15川健高事第344号(平成15年8月12日健康福祉局長専決)制定

(目的)

第1条 この事業は、地域におけるケアマネジメントリーダーの活動を支援し、介護保険制度の要である介護支援専門員の支援体制の強化及び地域ケア体制の構築を図ることを目的とする。

(支援事業)

第2条 川崎市は、神奈川県又は国が実施する「ケアマネジメントリーダー養成研修」を受講したケアマネジメントリーダーが行う次の業務を支援する。

- (1) 個々の介護支援専門員に対する支援
 - ア 介護支援専門員連絡会議の開催
 - イ 個別相談への対応
 - ウ モニタリング及びサービス担当者会議の促進
- (2) 介護支援専門員同士の連携体制の構築
 - ア 川崎市介護支援専門員連絡会の活動支援
 - イ 各種研修会の開催
 - ウ ホームページの充実と管理
- (3) 地域のケア体制の構築支援
 - ア 居宅介護サービス提供依頼書の普及
 - イ 関係団体との意見交換会の開催
 - ウ 地域ケア会議の充実
 - エ 処遇困難・緊急ケースの機関連携体制の定着化
 - オ 介護支援専門員とサービス提供事業者との連携強化
- (4) その他介護支援専門員の支援に関する事項

(運営協議会)

第3条 前条の支援事業の運営について、関係機関による協議を行うとともにその運営に介護支援専門員等の意見を反映させるため、川崎市ケアマネジメントリーダー活動等支援事業運営協議会を設置する。

(事務局)

第4条 この事業の所管は健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課とし、事務局は社会福祉法人川崎市社会福祉協議会権利擁護部地域包括支援センター調整課に置く。

(委任)

第5条 この要綱に定めのない事項については、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年8月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。